国立大学法人群馬大学学長特別補佐に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、群馬大学学長特別補佐(以下「学長特別補佐」という。)に関し必要な事項を定める。

(設 置)

- **第2条** 学長の補佐機能を強化するため、必要に応じて学長の下に、学長特別補佐を置く ことができる。
- 2 学長特別補佐は、国立大学法人群馬大学(以下「本法人」という。)の教職員をもって充てる。

(職 務)

- 第3条 学長特別補佐は、学長を補佐し、学長が指示する具体的事項の処理に当たる。 (選考方法)
- 第4条 学長は、本法人の教職員の中から学長特別補佐を選考する。

(任期)

- 第5条 学長特別補佐の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、当該学長特別補佐を任命する学長の任期の終期を超えることはできない。

(雑 則)

第6条 この規程に定めるもののほか、学長特別補佐に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。